

小鹿野町地域防災計画の修正について（概要）

令和8年7月22日

1 計画の概要	
(1) 策定根拠	災害対策基本法第42条 市町村地域防災計画の作成及び修正の義務 同条第5項 市町村地域防災計画の作成及び修正における都道府県知事への報告の義務
(2) 計画の構成	総則 風水害・事故災害等対策編 （災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧復興対策計画、複合災害対策計画、広域応援計画、事故災害等対策計画） 震災対策編 （震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧復興対策計画、複合災害対策計画、広域応援計画、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置、最悪事態への対応）
(3) 前回の修正内容	・町の機構改革に沿った防災体制における業務の見直し
2 今回の修正内容	
(1) 小鹿野町の施策等を踏まえた主な修正	字句の修正 ・秩父郡小鹿野町防災会議委員名簿 →小鹿野町防災会議委員名簿 ・小鹿野中央病院 →国保町立小鹿野中央病院 ・東日本電信電話(株) →N T T 東日本(株) ほか所要の改正 項目の修正 ・応急仮設住宅適地の修正 下小鹿野運動場 面積 16,333 m²→12,468 m²

	長若運動場 面積 6,016 m²→ 6,016 m² 旧両神小学校校庭 面積 0 m²→ 8,914 m² ・ 帰宅困難者一時滞在施設の指定 小鹿野文化センター ほか8施設 ・ 要配慮者利用施設の取消 倉尾けんこう館、三田川小学校及び長若小学校 を計画から削除し、計5施設とする。
--	---